

◎新潟県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年1月20日から平成29年5月31日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大町一丁目、大町二丁目、本町